映像制作者保管用資料

福島市のロケ撮影支援における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

福島市でロケ撮影を実施するに当たり、本ガイドラインを撮影関係者全員が確認し、遵守すること。

１　基本の対策

・映像制作者は、撮影支援依頼時に、別紙の「**福島市のロケ撮影における新型コロナウイルス感染予防対策チェックシート」**（以下、「チェックシート」という。）を福島市ロケツーリズム推進会議へ提出し、感染予防対策を講じていることを報告する。**提出がない場合は、撮影支援が受けられないことを理解する。**

・店舗や温泉地等の撮影受入場所で独自に定めるガイドラインがある場合は、そちらもあわせて遵守する。

・映像制作者側で独自の新型コロナウイルス感染症に関するガイドラインまたはマニュアル等がある場合は、申請時にあわせて提出する。

**・感染者（感染が疑われる者を含む）が発生したにもかかわらず秘匿した場合、ロケで撮影した映像等の使用は一切認められない。**

・映像制作者は、撮影現場の責任者を明確にし、責任者は福島市ロケツーリズム推進会議との情報共有、対応及び協力に努める。

・映像制作者は、福島市ロケツーリズム推進会議等撮影協力者の意向を尊重し、下記のような感染の拡大状況においては、撮影プランの変更や中止などの対策を協議し、受け入れる。

〇緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出された場合

　〇福島市独自の措置が発出された場合

・映像制作者は、「撮影関係者名簿」を作成し、保健所ないし行政当局から要請があれば提出できるよう管理する。なお、撮影関係者には、名簿を提出する可能性があることをあらかじめ説明しておくこと。名簿提出後の保管期間は１か月間とする。

２　映像制作者へ求める具体的な感染予防対策

（１）感染予防対策について

・撮影前に必ず検温を実施し、37.5℃以上の発熱がある場合（または平熱比1℃超過）、息苦しさ（呼吸困難）、嗅覚や味覚の異常、咳やのどの痛みなど風邪の症状、下痢、倦怠感、体が重く感じる、疲れやすさ等の症状がある者、新型コロナウイルス感染症の陽性と判断した者との濃厚接触（最終接触から１４日間）がある者、同居家族や身近な知人の感染が疑われる者、過去１４日以内に政府から入国制限・入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者との濃厚接触がある者等は撮影関係者として参加させない。

・撮影現場では、社会的距離(2ｍ、最低でも1ｍ)を可能な限り確保する。

・撮影場所における撮影以外の時間については、手洗い、手指の消毒、咳エチケット、マスクやフェイスガードの着用（脱水症状にならないよう十分注意）、マイタオルの持参等感染予防対策を徹底し、できるだけ人との接触を避ける。

・映像制作者は、必ず衛生管理者（係）を配置し、衛生管理者（係）は施設管理者の指示に従い、対人距離の確保、使用場所（トイレや控室等含む）の消毒など、撮影関係者の感染予防の徹底を図る。

・飲食物は、あらかじめパッケージ化されたもの（ペットボトル飲料や個包装の弁当等）を用意する。

・ゴミは全て持ち帰り処分すること。清掃・ごみを回収する者は、マスクや手袋を着用するとともに、清掃・ごみ回収後は、必ず石鹸を使用した上で、流水で手を洗い、手指消毒を徹底する。

・撮影参加者（俳優、エキストラ等を含む）は、接触確認アプリ「ＣＯＣＯＡ」を使用し、接触通知があった場合には、福島市ロケツーリズム推進会議および施設管理者等撮影協力者に報告する。

・国や自治体（福島県またはロケ隊の拠点となる都道府県）からロケの自粛要請が出た場合は、ロケ撮影を全て中止し、国や自治体の指示に従う。

（２）屋内での撮影について

・撮影関係者の人数は必要最小限にする。

・換気を適宜行う。

・３密（密閉・密集・密接）を避ける。

・撮影後の感染予防対策（消毒等）について、事前に施設管理者等撮影協力者と協議する。

・施設管理者等撮影協力者との接触は極力避けること。ただし、施設内の物を移動する場合など、やむを得ない場合は、施設管理者等撮影協力者立会いのもと、必要最小限の人数で行う。

・商店（飲食店や小売店）、旅館等で撮影を行う場合は、一般客がいない状態で撮影するか、一般客がいる場合は同意を得た上で十分な対策を講じて行う。

・通行人や見学者が集中しないよう、屋外から撮影の様子が見える状態にしない。また、スタッフが路上に留まる等、通行人の目を引かないようにする。

（３）屋外での撮影について

・撮影関係者の人数は必要最小限にする。

・密集、密接を避ける。

・路上等で行う俳優、タレント等の出演は、見物人が発生して密集、密接状態が発生しないよう交通整理要員を配置し、人の少ない時間帯に撮影する等、十分な対策を講じる。

（４）撮影関係者の移動について

・車輛で移動する場合は、必ず換気を行う。

・車内は適切に消毒を行い、常に清潔に保つ。

・乗車時はマスクを着用し、１台における乗車人数を最小限にする等、社会的距離を確保する。

（５）休憩場所（休憩室、控室等）での対策

・定期的に換気を行う。

・使用人数を抑える（同時に大人数が使用しない）。または、時間の間隔を空け、３密を避ける。

・消毒液を設置し、適宜使用する。

・飲食時はお互いの距離を保ち、必要に応じてアクリル板等を設置する。

・黙食を徹底する。

・飲食時以外はマスクを着用する。

・使い捨ての紙皿や紙コップ等を使用し、ごみは持ち帰る。

（６）エキストラについて

・エキストラ参加者は必要最小限に限定する。

・撮影参加者から新型コロナウイルス陽性者が出た場合の連絡経路を確認しておく。

・新型コロナウイルス感染予防対策について、撮影参加者全員に、適切に周知する。

（７）撮影終了後の対応

・事前に施設管理者等撮影協力者と協議した内容のとおり、映像制作者の責任において、撮影現場の消毒を行う。

（８）撮影中に感染が疑われる者が発生した場合の対応策

・速やかに隔離等を行い、人との接触をできる限り避けるものとし、保健所や医療機関への相談や受診を促す。

・福島市での撮影終了後１４日以内に、撮影関係者から感染者または感染が疑われる者が発生した場合は、速やかに福島市ロケツーリズム推進会議に報告する。

・ロケ撮影中に使用した物等をすべて消毒する。その際、対応するスタッフは、マスクや手袋等の着用を徹底し、対応前後には手洗い、手指消毒を徹底する。

・自宅療養者は、毎日健康状態を確認するものとし、症状が軽快してから最低７２時間が経過するまでは従事させない。また、医療機関等を受診し、新型コロナウイルス感染症に対するＰＣＲ検査が陰性であったことが判明した場合でも、症状が軽快してから最低７２時間の経過期を経るまでは従事させない。

・濃厚接触者については、国や自治体が指定する自宅待機期間は従事させない。

（９）保健所との関係

　感染が疑われる者が発生した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

３　撮影支援において福島市ロケツーリズム推進会議が行う具体的な感染予防対策

1. 事前確認

・撮影支援依頼を受ける際は、映像制作者へ「チェックシート」の提出を依頼し、内容を確認した上で、施設管理者等撮影協力者への調整を行う。

・チェックシートの内容が遵守されていることを確認し、映像制作者と連携して情報共有に努める。

1. 福島市ロケツーリズム推進会議が行う感染予防対策

・毎日必ず検温を行い、発熱など感染を疑われる症状がある場合には、直ちに人との接触を避け、必要に応じて保健所や医療機関への相談・受診を行う。

・有症状者等は従事しない。

・担当職員全員の緊急連絡先や勤務状況を把握する。

・手洗い、手指の消毒を徹底する。

・マスクの着用を徹底する。

・撮影相談は、電話やメール等で行い、現場立会いに際しては、事前に施設管理者等撮影協力者と打合せを行い、必要最低限の立会い回数・時間を設定し、接触機会の低減に努める。

・撮影時は映像制作者と連携し、地域住民への配慮を徹底する。

1. 保健所との関係

・感染者および感染の疑いがある者が発生した場合に備え、保健所の連絡先や対応を確認しておく。

・映像制作者から感染者が出た場合の連絡経路を確認し、必要な情報を提供するよう協力を依頼する。

1. 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

・映像制作者と情報共有し、保健所へ必要な情報を提供する。

・感染が拡大しないよう、映像制作者と事前に打合せしたとおりに消毒を行うなど、適切に対応する。

（５）海外からの映像制作者の受入れについて

・海外からの映像制作者に関しては、厚生労働省「水際対策に係る新たな措置について」に基づき、最新の対策内容に従って、撮影支援を行う。

・上記の映像制作者が撮影に携わる場合は、日本国内の映像制作者と同様に、本ガイドラインの内容を遵守する。